

県北広域振興局長告示第29号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成29年10月24日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1(1) 名称 久慈市宇部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 久慈市地内の三陸鉄道と市道宇部天神堂通り線との交点を起点とし、起点から三陸鉄道を南東に進み野田村村道川原屋敷線との交点に至り、同点から同村道を南に進み久慈市と九戸郡野田村の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み宇部川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を北西に進み市道田子沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道地京沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道宇部中通り線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道日向団地線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道野平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道野平3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道宇部岩瀬張線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道宇部天神堂通り線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 普代村鳥居特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡普代村地内の国道45号と村道白井鳥居線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み村道普代鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を西に進みさらに北東に進み村道小谷地鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北に進みさらに北東に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 二戸市特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の国道4号と一般県道二戸一戸線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み市道十文字線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道金田一線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道権現水梨線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道岩館線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道野々上線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み府金橋との交点に至り、同点から同橋を北東に進み一般県道金田一温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道湯田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道矢沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 二戸市浄法寺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸市地内の八戸自動車道と一般県道一戸浄法寺線との交点を起点とし、起点から八戸自動車道を南西に進み二戸市と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を北に進み一般県道道前浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み市道大森小泉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大森線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大森小泉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道飯近線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道春日杉沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道仲町小船線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道運動公園線との交点に至り、同点から同市道を東に進み主要地方道二戸五日市線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み一般県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 一戸町奥中山高原スキー場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の主要地方道葛巻日影線と町道青葉岳川線との交点を起点とし、起点から主要地方道葛巻日影線を西に進みさらに北西に進み二戸郡一戸町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み二戸郡一戸町と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み町道谷地屋敷線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道一本松高森出ル町線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南西に進みふるさと農道との交点に至り、同点から同農道を東に進み町道桜窪豊ヶ丘線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道青葉岳川線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 一戸町一戸特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の国道4号と一般県道二戸一戸線との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から一般県道を北西に進み町道関屋西支線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道関屋線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道関屋西線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道平田沢関屋線との交点に至り、同点から同町道を北西に進みさらに北東に進み一般県道一戸浄法寺線との交点に至り、同点から一般県道を北東に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から一般県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器